

MSC 漁業プログラム改定

パブリック・コンサルテーションに向けた提案の概要

目次

MSC 漁業プログラム改定	1
はじめに	4
漁業プログラム改定について	5
漁業認証規格 v3.1 の改定	6
原則 2	6
種の分類および「絶滅危惧種・保護種（ETP）」の指定	6
原則 2 の要求事項： 結果	10
原則 2 の要求事項： 管理	14
モニタリングの要求事項	18
原則 2 の要求事項： 情報	23
原則 3	25
管轄区域の採点要素の導入	25
国際協力に関する明確化	28
セクション SE	30
セクション SE のマグロ類以外の資源への適用	30
「漁業認証規格ツールボックス v1.2」の改定	33

ツール A：リスクに基づいた審査枠組み	33
ツール B：情報の正確性と信頼性の枠組み	38
漁業認証プロセスの改定版 v3.1	42
プロセス要求事項の改定	42
審査単位（UoA）および認証単位（UoC）の定義	42
審査単位の採点	44
条件の設定	46
更新審査更新審査における「審査入り報告書（ACDR）」および（更新）審査プロセスの明確化	49
トレーサビリティおよび MSC CoC 認証規格の見直しとの擦り合わせ	51
分別不可能な漁獲物（従来は「分別不可能および実質的に分別不可能な漁獲物」と呼ばれていました）	54
漁業認証への追加（その他の資格ある漁業者の追加、臨時監査、および認証範囲の拡大）	57
認証の分割	61
附属書 PA の改定	63
認証範囲の拡大審査に関する要求事項	63
附属書 PB の改定	65
ハーモナイゼーションプロセスおよび結果	65
附属書 PC の改定	68
審査チームリーダーの能力に関する要件	68
MSC 報告書用テンプレートの改定	70

漁業の審査テンプレート	70
ステークホルダーコメント用テンプレート	73
認証ステートメントのテンプレート	74
スコアリング・ワークシート	75
漁業認証の審査テンプレート／更新審査の計画	75
クライアント情報リクエストテンプレート（旧「クライアント用文書チェックリスト」）	76
クライアントアクションプランのテンプレートの削除	76
年次監査用のテンプレート	76
漁船情報テンプレート	77

この文書は、英語で作成された承認済みの原版から AI ツールを活用して翻訳されたものです。翻訳の内容は、MSC ジャパンによって確認されています。意図に曖昧さや議論が生じた場合には、英語版の文書を MSC の正式な文書として参照してください。

英語版の文書はこちらです : [Summary of Changes](#)

はじめに

本文書は、「漁業認証規格 v3.1」、「漁業認証プロセス v3.1」、および「漁業認証規格 ツールボックス v1.2」に対する変更案の概要を説明するものです。本資料は、これらの提案に関するパブリックコンサルテーションに参加される関係者の皆様の支援することを目的としています。

意見募集期間は、2026 年 10 月 8 日から 12 月 8 日までの 60 日間です。この期間中、関係者の皆様には、提案内容をご確認いただき、アンケートを通じてご意見をお寄せいただくようお願いいたします。

本要約と併せて提案されたすべての変更が記載された草案もお読みいただくことをお勧めいたします。

なお、本文書の起草および編集には AI ツールが活用されました。すべての内容は著者によって確認および承認されています。

漁業プログラム改定について

MSC は、漁業認証規格 v3.1 および関連するスキーム文書に対して、必要かつ的を絞った改定を行うため、2025 年 9 月に「[漁業プログラム改定](#)」を開始しました。

今回の改定は、規格第 3 版の公表後に特定された課題に対処するための取り組みです。第 3 版の規格では、漁具の紛失に関する明確な評価やサメのヒレ切り防止の方針の要求事項など、重要な要求事項が新たに要求事項導入されましたが、一部の要求事項が過度に複雑で審査が困難であるという懸念が示されました。また、以前のバージョンで既に認証を受けている、実績の優れた漁業の一部に対して、一部の要求事項が不必要な障壁となっているという懸念もありました。

これらの課題を解決するため、MSC は漁業審査員、漁業関係者、および NGO の代表者と協力し、改定案の策定と検証を進めています。この協働的なアプローチにより、より幅広い視点や専門知識からの意見を取り入れることができ、改定された要求事項が一貫して適用され、目的とする持続可能性の成果をもたらすことを確実にします。

漁業認証規格 v3.1 の改定

原則 2

種の分類および「絶滅危惧種・保護種（ETP）」の指定

認証規格 V4.0（草案）における参照

- SA3.1 「原則 2 に関する全般的な要求事項」
- SA3.5 「魚類および無脊椎動物種の分類」
- SA3.9 「鳥類、哺乳類、爬虫類および両生類の分類」

背景情報

認証適用範囲外の混獲種を含む ETP の分類に関する課題

漁業認証規格の v3 および v3.1 の実施から得られたフィードバックでは、種を「絶滅危惧種・保護種（ETP）」に分類する要求事項、および認証適用範囲外の混獲種を ETP 種に自動的にグループ化する要求事項は、過度に予防的であり、複雑で負担が大きいことが示されました。一方、v2.01 では、ETP の規定に基づき合理的に考慮されるべきで、より高いパフォーマンス基準の対象となるべきであった、特定のサメ種など重要な種が除外されていました。

「審査対象に含めなくてもよい種」という概念に関する問題

v3 では、混獲種との相互作用が実証的に低い場合、それを「無視できる」とみなすことができるという要求事項が導入されました。「無視できる」と分類された場合、漁業の評価においてそれ以上の考慮は行われません。

魚類および無脊椎動物については、その種が総漁獲量の2%未満を占める場合にこの規定が適用されました。認証適用範囲外の混獲種については、年間漁獲数が10個体未満であり、かつ繁殖個体群が十分に大きい場合に適用されました。

実際には、成熟や繁殖に時間がかかる種に対しては、この基準が必ずしも十分な予防措置とはなりませんでした。これには、一部の絶滅危惧種のサメも含まれており、これらの種については、たとえ混獲量が少なくても重大な影響を及ぼす可能性があるからです。

提案の概要

提案されている改定は、よりバランスのとれた、科学的に正当性のある枠組みを確立するものであり、種の保全状況および関連する国際的・国内的な指定（例：CITES、CMS、IUCN レッドリスト）に基づき、適切な場合にのみその種を ETP として分類することを保証するものです。このアプローチは、分類群と保全上の懸念を組み合わせたものであり、次の2つの主要な構成要素を考慮しています。(i) 魚類および無脊椎動物、および(ii) 認証適用範囲外の分類群（鳥類、哺乳類、爬虫類、両生類）。これらの中で、種は関連する指定や評価に基づき ETP に分類され、ETP 以外の種は（魚類および無脊椎動物については）

主要な種またはマイナー種、あるいは（認証適用範囲外の分類群については）ETP 以外として審査されます。

改定された分類の枠組みは、個体数が減少している種や懸念度の高い種が規格において適切に考慮され、適切に管理されている種や懸念度の低い種が原則 2 に基づいて適切に審査されることを確保するという当初の意図を実現することを目的としています。魚類および無脊椎動物の種については、適切な種が原則 1 に基づく審査の対象であり続けることを確保することも意味します。

また、今回の改定により、以前の変更基準が削除されました。これは v3 における事実上の「オプトアウト」条項であり、生活史の特性、管理状態、および資源状態に関する特定の基準を満たす場合、その種を ETP とみなさないことを認めるものでした。変更基準の削除は、審査プロセスを簡素化し、効率を向上させることを目的としています。

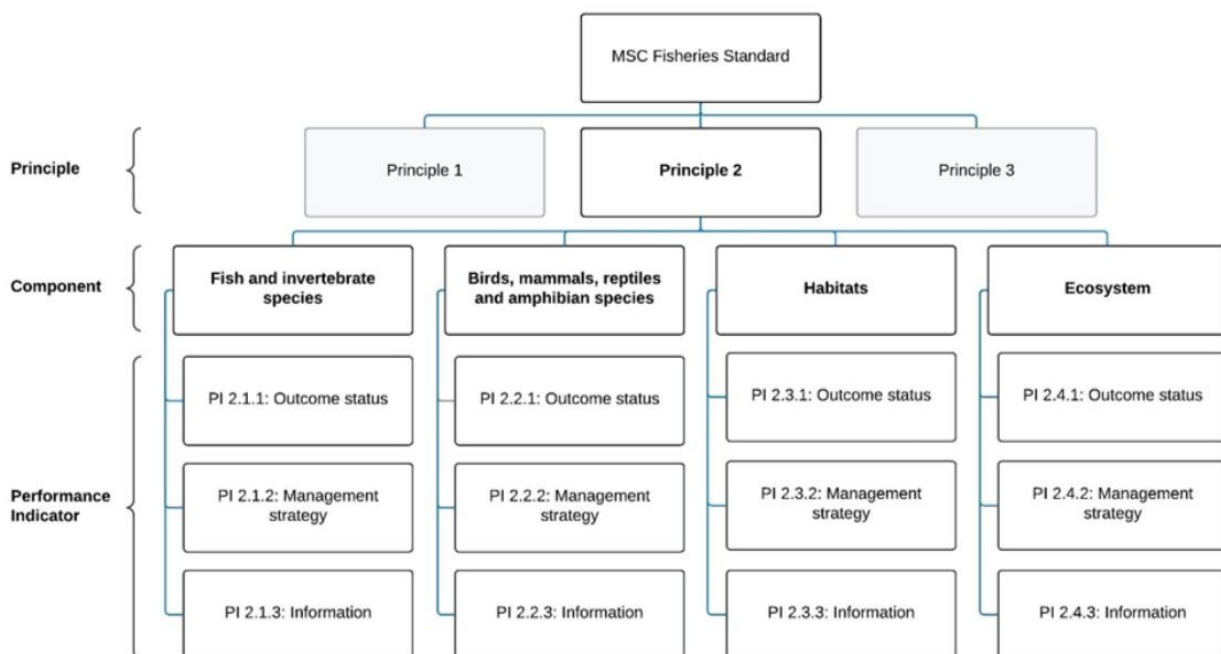


図 1 原則 2 の改定版通常審査ツリー

分類体系の更新に伴い、「審査対象に含めなくてもよい種」という概念は、P2 評価において予防原則の観点から不十分であると判断され、一部の脆弱な種が適切に評価されない原因となっていたため、削除されました。その代わり、審査員は、特定の採点上の問題について、すべてのマイナー種を SG100 レベルで採点するかどうかを決定できるようになりました。認証適用範囲外の分類群に属する ETP 以外の種は、常に審査の対象となります。

原則 2 の要求事項：結果

認証規格 V4.0（草案）における参照箇所

- SA3.1 「原則 2 における全般的な要求事項」
- SA3.2 「結果 PI に関する全般的な要求事項」
- SA3.6 「魚類および無脊椎動物種の結果 PI」（PI 2.1.1）
- SA3.10 「鳥類、哺乳類、爬虫類および両生類の種に関する結果 PI」（PI 2.2.1）

背景情報

「良好な保全状態」という管理基準値に関する問題

v3.1 では、審査員は、漁業が個体群の「良好な保全状態（FCS）」と呼ばれる閾値まで回復する能力に影響を与えているかどうかを検討することが求められていました。FCS とは、「3 世代もしくは 100 年以内のいずれか短い期間内に、影響を受けていないレベルの 50%」という最低基準を指します。

これは、審査の定量化を促進することを目的としていましたが、実際には多くの漁業において、FCS を満たすために必要なデータが不足していました。多くの種について、FCS を構成する要素に関する情報は入手できず、管理機関は通常、認証適用範囲外の混獲種については、そのようなデータを収集していません。

「観測されていない死亡」の取り扱いに関する問題

V3.1 では、審査員に対し、観測された死亡率に加え、ETP および認証適用範囲外の混獲種における観測されていない死亡率（例：漁具との接触によるストレス関連の死亡）を定量化することも求められていました。実際には、審査員は観測されない死亡率に関する必要なデータの取得に困難をきたし、この要求事項の実現可能性が懸念事項として挙げられていました。

提案の概要

「良好な保全状態」の管理基準値に関する変更

FCS は、利用可能なデータが限られていること、また世界中の漁業管理システムにおいて十分に採用されていないことから、ETP および認証適用範囲外の混獲種にとって不適切な管理基準値であると見なされました。そこで、当該の種群により適した代替の評価基準を提案することが決定されました。

改定されたアプローチでは、結果のより適切な表現として、審査単位が「回復を妨げない」ことによる直接的な影響に改めて焦点を当てています。これにより、以前の FCS を明示的に要求していた要求事項に比べ、さまざまな管理基準値、保全目標、および管理手法に対応する柔軟性が高まります。また、このアプローチは、v2.01 ともより密接に整合します。

SG100 レベルでは、回復が定義された回復率または指定された／改善された状態まで妨げられないことを要求することにより、FCS の概念との関連性を維持しています。しかし、FCS が明示的な要求事項であった v3.1 と比較して、「改善された状態」を構成する要素を定義する上で、より柔軟性が認められています。

観測されていない死亡の取り扱いに関する変更

観測されていない死亡に関する要求事項は、P2 の 2 つの異なる部分、すなわち P2 審査の開始時点での採点要素の特定と、結果 PI の採点に関連しています。

明確性と有効性に関する問題に対処するため、これら両方の部分においていくつかの変更が行われました。まず、採点要素の特定プロセスが改定され、合理化されました。審査チームは、漁獲プロファイルに含まれる種、漁獲プロファイルには含まれないが審査単位（UoA）の直接的な影響を受ける種（漁業活動に関連する観測されない死亡を含む）、および天然で漁獲される餌の種を含む種リストを作成することが求められます。

漁獲プロファイルに含まれない種を特定する際に考慮すべき相互作用の種類を明確にするため、「直接的な影響」の新たな定義が盛り込まれました。この定義には、漁具、漁船、および関連機器を含む漁業活動との相互作用に起因する負傷や死亡が含まれており、たとえ漁獲プロファイルに含まれていなくても、種が直接的な影響を受ける可能性がある場合には、予防的配慮を講じるよう定めています。

規格 v3.1 における主な課題は、観測されていない死亡と、良好な保全状態に関連する審査単位（UoA）の影響の定量的評価の要求事項との組み合わせでした。審査員からは、証拠が限られている場合、観測されていない死亡を定量化することが困難であるとの報告がありました。

本提案においても、各チームは、入手可能な情報に応じて、観測された死亡率と観測されていない死亡率の両方を考慮することが求められます。管理基準値としての良好な保全状

態を削除したことで、観測されていない死亡率や定量的情報の不足に起因する実現可能性の問題が軽減されるはずです。

原則 2 の要求事項：管理

認証規格 V4.0（草案）における参照箇所

- SA3.1 「原則 2 における全般的な要求事項」
- SA3.3 「管理 PI に関する全般的な要求事項」
- SA3.7 「魚類および無脊椎動物種の管理 PI」（PI 2.1.2）
- SA3.11 「鳥類、哺乳類、爬虫類および両生類の管理に関する PI」（PI 2.2.2）

背景情報

原則 2 における種の管理に関する要求事項について、いくつかの問題が指摘されました。現在の文言では、実施されている管理の形態や対応度と、その実際の有効性が混同される可能性があります。今回の改定により、MSC は、管理が実施されているかどうかの評価と、その管理の有効性の評価とを、より明確に区別することを目指しています。

さらに、v3.1 では、漁業が ETP および認証適用範囲外の混獲種の死亡をどのように効果的に最小限に抑えているかを実証する要求事項が導入されました。審査員からは、実務上「最小限に抑える」とは何を意味するのかを解釈するのが難しいとの報告がありました。また、審査員は、こうした種の保持を認めている管理機関が定めた規制と、規格要求事項との間に矛盾があることも指摘しました。

提案の概要

評価項目 (SI) (a) (ETP の管理)、(b) (ETP 以外の種／主要種およびマイナー種の管理)、および (c) (管理の実施)

原則 2 の管理 PI について、いくつかの変更が提案されています。「管理が存在する」と「管理が効果的である」との区別をより明確にするため、採点基準が改定されました。

改定された構造は、採点基準全体を通じて、より一貫性があり段階的な進展が見られるよう、採点の質問をより明確に区別することを目的としています。SI(a) および SI(b) では、関連する採点要素について、関連する MSC SG80 の成果レベルと整合する適切な種類の管理体制が存在するかどうかを問います。SI(c) では、その管理が実施されているかどうかを問います。

「最小限」の概念

従来、「影響を最小限に抑える」という要求事項は、実務上、評価が困難であると考えられていました。これは、認証を受けた漁業が関わる多くの一般的な種において、「最小限に抑える」という用語の定義や一貫した適用が困難な場合、特に問題となっていました。また、予防原則が十分に反映されていないという懸念もあったため、この概念は削除されました。

改定された要求事項では、以下の目的を達成するための効果的な管理措置が存在することを確保することに重点が置かれています：

- 審査単位（UoA）の直接的な影響が ETP 種の回復を妨げることを防止すること、または、
- ETP 以外の種が、適切な個体群管理基準値（加入が損なわれるレベル（PRI）、最大持続可能漁獲量（MSY）、または繁殖が深刻な脅威にさらされる可能性のある水準）を上回る状態を維持すること。

現在の要求事項は、管理システムが、関連する種グループについて SG80 レベルで意図された成果を確実に達成できるよう、その有効性を確保することに重点を置いています。ETP 種については、SG80 レベルで方策が策定されており、SG100 レベルで包括的な方策が策定されていることが求められます。これに対し、ETP 以外の種については、SG80 レベルで部分的な方策が策定され、SG100 レベルで方策が策定されていることが求められます。

サメのヒレ切り（シャークフィニング）に関する要求事項

魚類および無脊椎動物種の管理に関しては、サメのヒレ切り（シャークフィニング）に関する評価項目が P2 に維持されていますが、P1 のシャークフィニングに関する評価項目とともに、[情報の正確性と信頼性の枠組み（ERF）](#)の変更を反映するよう修正されました。ERF は、MSC 漁業認証規格ツールボックス v1.2 に新たに導入された、審査に使用される情報の質を評価するためのツールです。審査員は、シャークフィニングが行われている可能性があるかどうかを評価する際、ERF の使用が義務付けられています。MSC は認証漁業におけるサメのヒレ切りを禁止しており、本提案では、v3.1 で導入された「すべての捕獲されたサメについて、サメのヒレ切り防止の方針（FNA）または採捕防止の方針のいずれかを策定すること」という要求事項を変更するものではありません。その代わりに、提案された変更点は、入手可能な情報および当該方針の遵守状況に焦点を当てています。

本提案では、FNA または採捕防止の方針の要求事項を管理の要求事項として明示的に採点対象とし、この方針が「有効であると期待される」ことを追加しています。これにより、採点基準に記載されていた「シャークフィニングが行われていないという高い確実性」という従来の要求事項が置き換えられます。

この変更の一環として、提案では「有効であると期待される」の意味を次のように定義しています。

- ERF を活用してこの判断を裏付ける、遵守状況を推定するのに十分な情報があること、および、
- 当該漁業において、違反を示す客観的かつ検証可能な証拠が存在しないこと。

MSC は、FNA または採捕防止の方針が新たに実施され、例えばシャークフィニングの歴史的慣行がない地理的な地域や、管理方針によって FNA 規制が導入されていない地域において、漁業レベルで運用方針として導入される可能性があることを認識しています。「有効であると期待される」という表現は、新しい方針が漁業からシャークフィニングを排除することに成功するという信頼できる証拠がある状況を指すものです。例えば、これは、当該漁業における他の規制や運営方針への遵守状況に対する十分な理解、および初期導入が成功した証拠に基づいている場合があります。こうした状況であっても、規格を満たすためには依然として適切な情報が必要となります。

モニタリングの要求事項

認証規格 V4.0（草案）における参照箇所

- SA3.7「魚類および無脊椎動物種の管理 PI」（PI 2.1.2）
 - SA3.7.1 および GSA3.7.1
- SA3.11「鳥類、哺乳類、爬虫類および両生類の管理 PI」（PI 2.2.2）
 - SA3.11.1

背景情報

MSC は、独立監査のために設定された閾値を含め、漁業に求められるモニタリングのパフォーマンスレベルを改定しています。この改定は、漁業管理機関によって広く受け入れられ、採用されている慣行に沿って、漁業に対する期待が適切に設定されることを目的としています。

規定的なモニタリング閾値は、漁業認証規格の v3 において、新たな「情報の正確性と信頼性の枠組み（ERF）」の一環として初めて導入されました。これらの閾値は v3.1 でも維持され、公海における RFMO 管理漁業については、SG80 レベルで（漁具のセット、引き上げ、トロール、仕掛けなどの漁法に応じた）年間漁業活動の少なくとも 30%について独立監査を実施することが求められました。最低限の許容レベルである SG60 においては、すべての漁業に対し、管理当局への漁獲情報の報告および当該漁獲データの独立した検証が求められました。SG80 で、無条件で合格するためには、公海上の漁業に限らず、すべての漁業において漁獲データの独立監査が求められました。SG100 においては、漁業に対し、独立監査を用いた漁獲の完全な確認が求められました。

2024 年から 2025 年にかけて実施されたツールボックスの見直しにおいて、モニタリング要求事項は ERF から規格に移され、これらが審査員ではなく漁業を対象としたパフォーマンスの要求事項であることが明確化されました。MSC はこれらの要求事項の改定を行い、その内容を漁業プログラム改定の一環としてさらに発展させました。

v3.1 の公開後、ステークホルダーからいくつかの利点とリスクが指摘されました。オブザーバーや電子モニタリング（EM）プログラムを通じた独立監査は、漁獲データの収集における成功事例として広く認識されていますが、MSC プログラムにおける漁業の多様性や、これらのプログラムを実施する体制（例えば、選択性の高い漁業（手作業による漁獲など）や代替的なモニタリング手法（照合する船団など）を含む）が十分に考慮されていないとして、要求事項が精査されました。MSC が規格において成功事例を正しく明文化すると同時に、要求事項が各漁業の抱えるリスクに見合ったものであり、さまざまな管理状況において適切なモニタリング手法を反映していることを確保することが重要です。

特に SG60 の要求事項については、多くの場合、オブザーバーまたは EM のカバー率に関して、「合格（認証取得）・不合格」の二分的な要求事項を課しているものと見なされていました。MSC が委託した追加調査¹の結果、これが最低限の基準として適切なものではないことが示されました。

提案の概要

モニタリングの要求事項に関する懸念に対処し、要求事項を明確にするため、規格全体にわたっていくつかの変更が提案されています。

¹ MRAG. 2025. 世界中の漁業における情報検証およびオブザーバー／REM のカバー率に関する調査。海洋管理協議会（MSC）、2025 年 3 月。[mrag-2025-information-verification-and-observer-coverage-levels.pdf](#)

前述の観測されていない死亡に関する変更で触れたように、P2 で審査が必要な種を特定するため、すべての漁業において、複数の情報源から集約した、最新かつ代表的な漁獲量の概要を提示することが提案されています。これらのデータの独立した検証を評価するための、単独の採点項目は提案されていません。むしろ、これは ERF を用いて情報の適切性を判断する際に考慮されることとなります。このアプローチは、より堅牢であり、重複を防ぎ、審査員に対してより明確な指示を提供すると考えられています。

公海で操業する漁船を有する漁業はリスクが高いと見なされるため、P2 の管理 PI に基づく審査において、具体的なモニタリングの要求事項が盛り込まれています。これらの要求事項は、管理方策の定義に組み込まれており、PI 2.1.2.a および b、ならびに 2.2.2.a および b において採点されます。

SG60 に要求事項は含まれていないため、公海漁業における独立監査について、合格（認証取得）・不合格を判定する要求事項は設けられていません。研究により、独立監査プログラムが漁業管理における成功事例であることが示されていますが、これを最低限の基準として義務付けることは適切ではありませんでした。この要求事項を SG60 に維持した場合、多くの漁業が対象外となるリスクがあり、MSC の「変化の理論（セオリー・オブ・チェンジ）」を弱体化させる恐れがありました。

SG80 を満たすためには、公海漁業の管理方策には、（漁具のセット、引き上げ、トロール、仕掛けなどの漁法に応じた）年間漁業活動の少なくとも 20% について独立監査を行うという明確な管理方針の目標が含まれていなければなりません。少なくとも、SG80 の要求事項を満たさない公海漁業については、認証を維持し、将来の更新審査に合格するために、一定の条件が課されることとなります。20% の独立監査という要求事項は、成功事例として

広く受け入れられており、管理機関が採用する目標としてますます定着しつつあります。これは多くの科学的提言¹と一致しており、地域漁業管理機関（RFMO）内での監視範囲拡大に向けた機運の高まりを反映しています。また、要求事項の実現可能性を確保しつつ、漁業に対し高いパフォーマンスを求めるというバランスを図ることも意図されています。

最高レベルのパフォーマンスである SG100 を達成するためには、管理方針の目標として、公海漁業において年間漁業活動に対して 100%の独立監査が求められます。これは最先端のパフォーマンスを表しており、このレベルの独立監査を達成している漁業を評価することを目的としています。

これらの管理方針目標の達成状況は、管理方策がどの程度適切に実施されているかを評価することを目的とした管理 SI(c)に基づき評価されます。

公海における一本釣り、竿釣り、手釣り漁業については、これらの要求事項の適用の例外とされています。これは、現在の規制基準および特定の漁具の種類において広く認められているリスクプロファイルの低さを反映したものです。これらの漁業においても、依然として漁獲プロファイルの提供が求められており、その情報の適切性は ERF を通じて評価されます。また、新たなガイダンスでは、審査チームに対し、管理システムが漁業者から報告されたデータをどのように検証しているか、およびそれらの検証が管理方策を支えるのに十分な強固なものかどうかを確認するように求めています。

公海におけるモニタリングの要求事項を補完するため、独立監査のためのオブザーバーおよび電子モニタリングの利用に関する新たなガイダンスが盛り込まれました。これには、カバー率、代表性、および映像確認率をどのように考慮すべきかについても含まれています。

全体として、モニタリングの要求事項の提案では、信頼性の高いモニタリングに対する期待を維持しつつ、情報の収集と漁業の効果的な管理との区別をより明確にしています。これらの変更は、重複を削減し、異なる証拠を組み合わせることを可能にし、特に公海漁業において、より明確な期待を示すことを目的としています。

原則 2 の要求事項：情報

認証規格 V4.0（草案）における参照箇所

- SA3.1 「原則 2 における全般的な要求事項」
- SA3.4 「情報 PI に関する全般的な要求事項」
- SA3.8 「魚類および無脊椎動物種情報 PI」（PI 2.1.3）
- SA3.12 「鳥類、哺乳類、爬虫類および両生類の情報 PI」（PI 2.2.3）
- SA3.15 「生息域情報 PI」（PI 2.3.3）
- 関連リンク：『漁業認証規格ツールボックス（草案）v2.0』、ツール B

背景情報

原則 2 における特定の情報の審査に関する評価項目（2.1.3.a/b（魚類および無脊椎動物の ETP 種、主要な種、およびマイナー種の情報の適切性）、2.2.3.a/b（鳥類、哺乳類、爬虫類および両生類の ETP 種および ETP 以外の種の情報の適切性）、2.3.3.b（生息域への影響評価に関する情報の適切性）については、「情報の正確性と信頼性の枠組み（ERF）」の使用が求められます。ERF の継続的な改定により、審査員が証拠を評価する際に従うべき一連の手順が要求事項として再構築されました。改定された ERF もパブリックコンサルテーションの対象に含まれており、その概要は[こちらでご確認](#)いただけます。

改定された ERF と併せて、両文書間の一貫性を確保するため、情報の採点に関する事項について、規格の文言にも変更が加えられました。

提案の概要

漁業認証規格 v3.1 では、漁業の影響を SG80 レベルで「高い精確さ」、あるいは SG100 レベルで「極めて高い精確さ」で推定するのに十分な情報がある場合、その漁業は無条件で認証を取得できます。MSC は、採点基準から「精確さの程度」に関する言及を削除することを提案しています。代わりに、審査員は ERF 内のプロセスの一環として精確さを検討することになり、採点基準は、情報が SG80 レベルにおいて漁業の影響を「推定するのに十分」であるか、また SG100 レベルにおいて「高い確実性をもって推定するのに十分」であるかに焦点を当てることになります。

この提案の重要な部分は、P2 および P3 の文脈における「推定」の新しい定義であり、その内容は「定量的データおよび関連する定性的情報に基づいて数値的な近似を行うこと」とされています。したがって、漁業が SG80 で合格するためには、少なくともある程度の定量的情報が必要となります。

原則 3

管轄区域の採点要素の導入

認証規格 V4.0（草案）における参照箇所

- SA4.1「原則 3 に関する全般的な要求事項」
- 関連項目：漁業認証プロセス草案 v4.0 の 7.5 および附属文書 PB

背景情報

規格 v3.1 及びそれ以前のバージョンでは、審査チームは原則 1 および原則 2 の採点要素を定義しなければなりません。しかし、原則 3（P3）については現行の要求事項では、審査員が採点要素を定義できるか、あるいは定義すべきかについて明記されていません。この曖昧さにより、複数の管轄区域下で操業する漁業について一貫性を持って審査およびハーモナイゼーションを行う上で課題が生じていました。提案された変更は、特に複数の排他的経済水域（EEZ）での操業および地域漁業管理機関（RFMO）の管轄区域での操業があるケースにおいて、より明確さと一貫性を確保することを目的としています。

P3 の関連した問題として、審査の対象にどの国内および国際的な管轄区域を含めるべきかについて、明確なガイダンスがない点が挙げられます。複数の旗国船籍を含めた漁業、他国の EEZ での操業がある漁業、または寄港国が審査の対象となる漁業においては、管理システムの関連する部分が十分に審査されない、あるいは見落とされる可能性があります。これも P3 において一貫した審査結果を得る上での課題となっているほか、管理システムの

関連する部分が考慮されない場合は審査結果の信頼性におけるリスクにもつながっています。

提案の概要

提案された変更により、複数の管轄区域にまたがって操業する漁業における原則 3 の評価に対し、より明確かつ体系的なアプローチが導入されます。

審査チームが審査単位（UoA）の全体または一部が操業している各管轄区域を P3 の採点要素として特定することが提案されています。これに関連して UoA の定義が改定され、排他的経済水域（EEZ）、公海、地域漁業管理機関（RFMOs）及び旗国などの管轄区域に関する項目が含まれるようになりました。

また、本提案では、審査の対象としてどの管轄区域を考慮すべきかについても明確化しています。原則 3（P3）は審査単位（UoA）を定義する際に特定された管轄区域と結び付けられ、審査を開始する前に審査対象漁業に関連する国内または国際的な管理システムが確実に特定されるようになります。寄港国については、水揚げ港が PI 3.2.3 で審査の対象となる監視、管理、取締りに関連する場合に限り、採点要素として含まれます。正式、非公式、および伝統的な管理システムについては、引き続き関連する場合は考慮されます。

次に、審査チームはこれらの管轄区域の採点要素のうち、どれがどの P3 業績評価指標（PI）および評価項目（SI）に関連するかを決定することになります。審査対象となるすべての管轄区域が P3 のすべての PI 及び SI で評価されることを意図しているわけではありません。P3 の審査対象にするかどうかは管理機能によって異なります。これは、漁業に適用さ

れるさまざまな国内および国際的な管理システムを審査するために一貫した基準を設け、審査結果のハーモナイゼーションをさらに促進させることを目的としています。

P3 の審査方法として、上記の体系化された採点要素をデフォルトとすることを提案していますが、それぞれの管轄区域を個別に審査することが対象となっている管理システムの運用性を正確に反映できない場合、審査チームには一定の柔軟性が認められます。このような場合、管理システムの関連部分、あるいは UoA 全体を代わりに審査することが可能になります。ただしその際は、管轄区域別の採点要素をもとに審査対象を決めるアプローチを採用しない理由を審査チームが説明する必要があります。

提案されている変更は、主に P3 審査の構成と適用方法を明確にすることを目的としており、求める基準を変更するものではありません。例えば、PI 3.1.1.a では引き続き、すべての UoA に対して有効な国内法制度と、必要に応じた国際協力を求めることとなります。また、改定された要求事項が一貫性を持って適用されるよう、関連するガイダンスも更新されます。

国際協力に関する明確化

認証規格 V4.0（草案）における参照箇所

- SA4.3「法的及び、もしくは慣習的枠組みに関する PI（PI 3.1.1）」

背景情報

v3.1 において、PI 3.1.1.a は、効果的な国内法体系と、必要に応じて国際協力の枠組みが求められています。しかし要求事項では、国際協力が必要とされるケースを明確化することなく、国際協力の対象となる審査単位（UoA）とそうでない審査単位を区別しています。これにより、協力枠組が存在しない共有資源の漁業が、協力枠組が存在するものの不完全または効果的でない共有資源の漁業よりも有利に審査されるリスクが生じていました。

また、PI 3.1.1.a の文言は、「必要に応じて」の意味について曖昧さを生じていました。v3.1 では、「必要に応じて」が SG60 および SG80 の採点基準に出てきますが、SG100 には出てこないため、これが有効な国内法体系の必要性を指すのか、国際協力の枠組みの必要性を指すのか、あるいはその両方を指すのかが不明確でした。これにより、国際協力の枠組みが必要とされるケースについて解釈が分かれ、同じ共有資源の管理下で操業する漁業の間で審査結果が統一されない可能性があります。

提案の概要

提案されている変更により、PI 3.1.1.a の審査で国際協力の枠組みがいつ必要となるかが明確化されます。審査チームはまず、原則 1 の対象資源の管理に他の漁業団体や国との協力が必要かどうかを判断することになります。対象魚種が共有資源、跨界性魚類資源、または高度回遊性魚類である場合、協力は必要であるとみなされます。

また、PI 3.1.1.a の文言も改定され、SG60、SG80、および SG100 で一貫して資源管理の協力に対して「必要に応じて」が含まれるようになりました。これにより、協力が必要かどうかの判断と、必要とされる場合の各採点基準で期待される協力関係がはっきりと分かります。効果的な国内法体系の要求事項は引き続きすべての審査単位（UoA）に適用されます。

これらの変更は、既存の要求事項の適用を明確にすることを目的としています。

セクション SE

セクション SE のマグロ類以外の資源への適用

認証規格 V4.0（草案）における参照箇所

- セクション SE：「地域漁業管理機関によって管理されるマグロ類資源に関する原則 1」

背景情報

セクション SE は、地域漁業管理機関（RFMO）によって管理される漁業が効果的な漁獲戦略を採択するための道筋を示すことを目的として、v3 で導入されました。こうした漁業では、RFMO で漁獲戦略が策定・合意されるのに時間を要するため、MSC 認証の条件を満たす上で課題に直面する可能性があります。セクション SE は、こうした課題の解決を目指しています。

セクション SE は、RFMO が管理するマグロ漁業において効果的に適用されてきましたが、マグロ類以外の漁業については適用が難しいと報告されています。したがって、今回の改定では、マグロ類以外を管理する RFMO におけるセクション SE の実現可能性と適用性に焦点を当てています。これは、v3 の要求事項により、適切に管理されている漁業であっても MSC 認証の取得や継続が妨げられる可能性があるという、審査員や RFMO からのフィードバックを受けたものです。具体的には、セクション SE では、漁獲戦略の有効性を評価するために管理戦略評価（MSE）が求められています。つまり、他の評価手法を採用して

いるマグロ類以外を管理する RFMO の場合、たとえ管理戦略が有効であっても、要求事項を満たせない可能性があります。

また、MSC は、すべての漁業におけるセクション SE 適用に必要とされる要求事項についても見直しを行っており、これには、セクション SE を適用する前に RFMO で MSE の実施を確約する必要があるかどうか、また、その場合、どのような確約の証拠が受け入れられるかといった点も含まれます。

提案の概要

今回の改定により、マグロ類を管理する RFMO とマグロ類以外を管理する RFMO を区別することで、セクション SE 適用の意図を明確化しています。マグロ類を管理する RFMO のようにセクション SE で前提としている漁獲戦略策定のアプローチと整合する RFMO において、効果的に適用されてきました。一方、管理アプローチに違いがあるマグロ類以外を管理する RFMO においては、セクション SE の適用は必ずしも適していません。

これを反映するため、セクション SE の適用義務は、v3 で対象となっているマグロ類 5 種（ビンナガマグロ、キハダマグロ、メバチマグロ、カツオ、クロマグロ）に限定されます。その他の RFMO 管理漁業については、その要求事項が管理状況に適している場合に限り、セクション SE を任意に適用できるようになります。SG100 における要求事項に変更はありません。

また、本提案では、セクション SE を適用するために、管理機関が MSE を実施するという確約を示す証拠提出を求める要求事項（SE 1.1.3）も削除されます。この要求事項はセク

ション SE 適用に対する障壁となり得るほか、既存の漁業認証プロセス（FCP）の要求事項と重複すると考えられています。

FCP の下では、審査機関は、条件が設定された際に、クライアントアクションプランおよび関連する第三者によるコミットメントの実現可能性をすでに検証しています。したがって、このセクション SE 適用に必要とされる要求事項を撤廃することで、これらのコミットメントは、セクション SE を適用するための前提条件としてではなく、確立された FCP プロセスを通じて検証されることになります。

「漁業認証規格ツールボックス v1.2」の改定

ツール A：リスクに基づいた審査枠組み

「ツールボックス v2.0（草案）」における参照

- ツール A：リスクに基づいた審査枠組み

背景情報

リスクに基づいた審査枠組み（RBF）は、データが不足している状況において、特定の業績評価指標に対して審査するために使用される必須ツールの枠組みです。このツールには以下の4つの手法が含まれます：

- a. Consequence Analysis (CA)
- b. Productivity Susceptibility Analysis (PSA)
- c. Consequence Spatial Analysis (CSA)
- d. Scale Intensity Consequence Analysis (SICA)

認証規格 V.3 およびツールボックスの導入後に寄せられたフィードバックにより、RBF の適用における課題が明らかになりました。これらの課題は、V.3 および V.3.1 の下では、RBF がより頻繁に適用される可能性が高まることによって、さらに深刻化しました。

当初、以下の4つの課題が優先順位付けされました：

1. RBF が適用される際にどのように原則 2 の管理方策の業績評価指標に対して審査されるか明確化、
2. RBF におけるステークホルダーエンゲージメントの向上、
3. PSA を適用するにあたっての課題に対応、および
4. 全体的な非効率性や不整合の改善。

一点目と二点目については、小さな改善が行われました。三点目と四点目については、RBF を使った審査方法の変更、原則 2 の種に対する RBF 適用条件の変更、およびその他の改善を含めた、より実質的な改定が行われました。

提案の概要

RBF は、通常審査ツリーを使用するのに十分な情報がない漁業を審査するためのツールとして、引き続き活用されます。提案された改定は、利用可能な最善の情報に基づいて審査結果の判断を行うことが可能になりつつ、RBF をより適切に予防的にし、より効率的に一貫して適用しやすくすることを目的としています。

RBF 適用条件の明確化

RBF の適用条件が改定され、十分な情報が利用可能な場合は、該当の通常審査ツリーを用いて漁業を審査すべきこと、利用可能な情報だけでは対象の採点要素に対する審査単位（UoA）の直接的な影響を論理的に判断できない場合のみ、RBF が使用されることが明確化されました。改定された要求事項により、何が「十分な情報」に値するかがより明確になりました。これには、採点要素に対して UoA 関連の定量的または半定量的な死亡率また

は相互作用率が分かり、これらの確率を該当する採点要素の個体群の資源状態または回復目標に関連付けることができることを「論理的に判断する」と定義することが含まれます。これにより、十分に信頼性がある定量的情報、または十分に裏付けられた半定量的情報があれば通常審査ツリーを適用でき、そのような情報が欠如している場合にのみ RBF の使用が必要となることが明確化されました。したがって、これらの変更により、通常審査のアプローチが使用できる場合と RBF が必要となる場合の判断基準が、情報ベースのより明確な基準となりました。

また、規格関連文書の他の部分で提案されている変更に合わせて、RBF 適用条件も更新されました。鳥類、哺乳類、爬虫類、両生類の種については、RBF 適用が必要かどうかを判断する際に、良好な保全状態であるかどうかの情報は必要なくなります。また、これらの要求事項は、原則 1 で主要な低栄養段階の種についても適用できることが明確に記載されるようになりました。生息域の審査に対する RBF 適用については概ね現行のまま維持されますが、生息域の審査専用の CSA については、不要な用語や複雑さを排除するために簡素化されています。

RBF の結果をスコアリングに活用する方法の改善

原則 2 の対象種および生息域の審査に RBF の結果を反映する方法についても改定が行われました。審査チームは、特定の採点要素に対する RBF スコアを定められた計算方法で増減させるのではなく、関連性があり信頼性の高い証拠と併せて、関連する審査ツリーにおいて漁業がより高い「採点基準」を満たしているかどうかを判断する際、RBF のリスク評価結果を他の関連した信頼性の高い情報と併せて検討することになります。

論理的に判断するのに十分な情報が入手できない場合、RBF のリスク評価結果が引き続き当該採点要素のスコアリング決定のもととなります。ただし、他の信頼できる証拠が得られる場合は、RBF の評価結果と併せて検討することができます。これは、スコアリングの透明性を高め、RBF の評価結果によって関連する追加情報が考慮されず、原則 2 の種が RBF 適用から抜け出せなかったり、場合によっては条件の達成が妨げられたりする状況を回避することを目的としています。

これに加えてスコアリングに用いる情報の審査において厳密性が保たれるよう、RBF の代替情報を使うためにツールボックス V.1.2 で紹介された PI は削除され、通常審査ツリーの原則 2 情報の業績評価指標（PI）および情報の正確性と信頼性の枠組み（ERF）の適用に置き換えられました。

また、本提案では、RBF が使用された場合に、通常審査ツリーにおいて管理方策がどのように評価されるかについても明確化されています。

ステークホルダーとの連携の効率化

RBF が使用される際のステークホルダーのエンゲージメントプロセスが効率化されました。別途 RBF 適用を告知するのではなく、重要なデータギャップに関する情報や、必要に応じて RBF ドラフトスコアを含めた RBF の関連情報が「本審査入りの発表」に組み込まれることになります。

評価プロセスの早い段階でこの情報を提供することは、ステークホルダーが関連情報を提供し、審査における問題を特定する機会をよりクリアに設けることを目的としています。

また、これらの提案により、審査チームのステークホルダーとのエンゲージメント方法や、ステークホルダーが RBF の活用について意見を提出する方法において、より大きな柔軟性が確保されます。

ワークシートの更新および他の提案との整合

最後に、改定された原則 2 の種の分類（魚類および無脊椎動物なのか、鳥類、哺乳類、爬虫類、両生類なのか、そして各種の分類に含まれている ETP か否かの判断）を反映するため、RBF および RBF のワークシートが更新されました。生息域の定義に関する既存の方法は維持されていますが、生息域の審査専用の CSA における一部の用語や表現は簡素化されています。

全体として、提案されている変更は、RBF をより適切に予防的かつ効率的なものにし、理解しやすく、一貫して適用しやすいものにすることを目的としていますが、その一方で、利用可能な最良のエビデンスが確実に審査に活用されるよう配慮しています。

ツール B：情報の正確性と信頼性の枠組み

『ツールボックス v2.0（草案）』における参照

- ツール B：情報の正確性と信頼性の枠組み

背景情報

情報の正確性と信頼性の枠組み（ERF）は、MSC 漁業認証規格に照らして漁業の持続可能性を評価するために使用される情報を評価するための手法です。審査員は、規格内の特定の業績評価指標について、ERF を使用しなければなりません。

ERF は漁業認証規格 v3 への重要な新しい追加要素でしたが、導入後に複数の問題が指摘されました。その中には、このフレームワークが審査員にとって適用するにあたり複雑すぎるという懸念や、適切に管理されている多くの漁業に対して意図せぬ認証の障壁を生み出しているという懸念が含まれていました。

2024 年から 2025 年にかけて実施された「ツールボックスの見直し」（漁業プログラム改定に組み込まれる前）の結果、ERF の構造および要求事項について大幅な変更案が提示されました。この見直しの目的は、ERF の趣旨を明確にし、審査チームによる使用を簡素化し、規格と ERF の文言の一貫性を確保することでした。

これらの変更点は、漁業プログラム改定においても維持されており、改めてご意見を募集いたします。

提案の概要

ERF は、審査員が証拠を評価するためのツールであり続けます。しかし、今回の提案により、ERF の適用範囲が絞り込まれ、審査員がその評価を実施し、記録するための明確な枠組みが提供されるようになりました。漁獲量のモニタリングに関連する要求事項など、漁業のパフォーマンスに関する要求事項は削除され、再び漁業認証規格に組み込まれました。

改定された ERF は、審査員が証拠を評価する際に従うべき一連の手順上の要求事項です。

ERF の使用プロセスを簡素化するため、改定案では、情報の質の基準として具体的な「真度」および「精度」の採点基準を含んでいた旧バージョンの多段階評価システムを削除しました。審査員は、漁業に関する入手可能な情報の精確さを依然として直接的に考慮する必要があります。そのため、審査員は情報源の客観性、関連性、網羅性、一貫性、および潜在的なバイアスがどのように軽減されているかを検討します。これらの要求事項を通じて、情報の精確さを定義する中核的な概念は、ERF 内に中間的な採点基準を設けることなく、新しい改定案組み込まれています。

そして、この精確さの検討結果に基づき、チームは当該情報が規格の要求事項を満たすのに十分であるかどうかを判断します。審査員は、ERF を用いて最終的な採点結論に至った経緯を文書化しなければなりません。

改定された ERF において、情報の精確さはプロセスにおける重要な考慮事項であり、最終的には、採点基準を満たすための情報の全体的な適切性に関する判断の根拠となります。

変更により、審査員が専門的判断を適用できるタイミングが明確化されました。

改定案は、現実の漁業状況が多岐にわたることを踏まえ、審査員がいつ専門的判断を適用すべきかについて透明性を高めています。この提案では、漁業の影響の可能性が高い場合、より高いレベルの精確さが求められることを考慮しています。

審査員は、より大きな影響や持続可能性のリスクをもたらす可能性のある漁業を採点する際、より質の高い情報を要求するか、あるいはより予防的であることが期待されます。逆に、影響のリスクが低いことを審査員が合理的に立証できる漁業については、チームは、質が低い情報であっても規格の要求事項を満たすのに十分であると結論付けることができます。いずれの場合も、これらの決定は明確かつ確実に文書化されなければなりません。

ERF に基づくその他の変更点

P2 および P3（2.3.2.c「感受性がより高い生息域に対する管理の要求事項の遵守に関する情報」および 3.2.3.c「遵守に関する情報」）における遵守に関する評価項目は、ERF との一貫性を保つために改定されました。 遵守の評価項目における「精確さの段階」の細分化は削除され、代わりに、SG80 では情報が遵守を「推定するのに十分」であるか、SG100 では漁業の遵守を「詳細に理解するのに十分」であるかが重視されるようになりました。

これらの変更は、審査員が漁業における遵守状況を把握する際、定性的および定量的な情報源の両方を用いて全体像を構築する必要がある場合が多いことを強調することを目的としています。 また、遵守情報は複雑で機密性が高く、入手が困難な場合が多いという性質を認識し、世界最高水準のモニタリングシステムであっても、特定の規制への遵守に関す

る極めて正確なデータが不足している場合があることを認めています²。同時に、これらの変更により、条件付きではない SG80 を達成するためには、少なくともある程度の定量的遵守データが必要であることが明文化されています。

² Hønneland, G. 2025. 漁業における遵守について、我々は何を把握しているのでしょうか？ 海洋管理協議会（MSC）、2025 年 4 月。 [What Do We Know about Compliance in Fisheries?](#)

漁業認証プロセスの改定版 v3.1

プロセス要求事項の改定

審査単位（UoA）および認証単位（UoC）の定義

FCP V4.0（草案）における参照箇所

- 7.5 「審査の範囲：審査単位（UoA）および認証単位（UoC）の定義」

背景情報

FCP の他の箇所で提案されている変更に合わせて、一貫性と明確性を確保するため、審査単位（UoA）および認証単位（UoC）を定義するための要求事項が改定されました。

提案の概要

FCP7.5 項は、審査単位（UoA）および認証単位（UoC）を定義するための、より明確かつ体系的なアプローチを提供するよう改定されました。FCP の他の箇所における変更との一貫性を高めるため、要求事項の順序が再編成され、新たなガイダンスが追加されました。

今回の改定では、UoA および UoC に含まれる船団、漁船、グループ、または操業者を明確に特定することにより重点が置かれています。これは、後から認証に事業体が追加された場合に適用される手続きを決定する要素となるためです（[漁業認証への追加](#)を参照）。

また、UoA および UoC の定義も更新され、それらがどの管轄区域の下で操業しているかを明確に特定できるようになりました。これは、関連する管轄区域を採点要素として特定する[改定された原則 3 のアプローチ](#)に関連するものであり、どの管理システムを審査すべきかを決定するためのより明確な根拠を提供します。

審査単位の採点

FCP V4.0（草案）における参照

- FCP7.15 項 「審査単位（UoA）の採点」

背景情報

FCP の改定の一環として、MSC は採点プロセスを明確化し、審査結果の透明性と一貫性を確保することを目指しています。これには、採点要素の定義とその適用範囲を明確化すること、および審査員が同一の業績評価指標内で異なる要素や審査単位（UoA）のスコアをどのように組み合わせて評価すべきかを検討することが含まれます。

現状では、要求事項の不明確さにより採点の決定に曖昧さが生じており、計算方法によっては、漁業認証の審査結果に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、本見直しでは、リスクに基づいた審査枠組み（RBF）を適用して算出されたスコアを、同一の業績評価指標内で RBF 以外のスコアとどのように統合すべきかについても検討しています。

提案の概要

採点プロセスは、理解しやすく、一貫性を保って適用できるよう、再編成および簡素化されました。

採点手順は表にまとめられています（表 1）。スコアは引き続き 5 点刻みで決定され、これは手順表に明記されています。審査チームは、それぞれ関連する「採点基準」に基づいて採点要素を審査し、その後に表 1 の手順を採点要素に適用して、業績評価指標の最終的なスコアを算出します。採点要素の明確な定義および適用範囲は、漁業認証規格に盛り込まれています。この効率化されたプロセスは、以前使用されていた複雑な 2 段階の採点手順を置き換えるものです。

表 1 を適用することで得られる、より透明性が高く明確なアプローチを優先するため、部分点やスコアリングの修正を認める要求事項は削除されました。

RBF を用いて採点要素を審査する場合にも、同様の効率化されたアプローチが適用されるため、現在では、スキーム文書全体に適用される、業績評価指標のスコアリングを決定するための統一された手順が確立されています。

全体として、採点プロセスに提案された変更は、採点をより明確かつ透明性のあるものにし、審査結果が全体的に一貫性を高めることを目的としています。

条件の設定

FCP V4.0 草案における参照箇所

- 7.16 「条件の設定」
- 7.18 「クライアントおよびピアレビュー報告書案」
- 7.28 「監査」
- 7.30 「更新審査」

背景情報

MSC では、審査チームが認証のどのように条件を提示し、それらの条件に対する達成期限を設定し、経過に伴う進捗状況をモニタリングするのか、そのプロセスについて検討しています。

現在、漁業者は条件の達成に最大 5 年間で認められており、その進捗状況は毎年の年次監査でモニタリングされています。しかし、更新審査プロセスが長いために、条件の進捗状況をモニタリングできる最後の機会は、通常、4 年次監査となっています。これは、実際には多くの漁業者にとって、条件を達成するための期間が 4 年しかないことを意味します。

例外的な状況においては、審査員が 5 年を超える期限の条件を付与することが認められています。しかし、「例外的な状況」の定義や、それが適用されるタイミングについては、現時点では不明確です。また、特に漁業に複数の審査単位があり、それぞれ異なる条件と期限が設定されている場合、これらの条件を長期的に追跡することも困難になっています。

要求事項は、条件の経時的な追跡が明確かつ透明性をもって行われるよう更新されます。また、条件の設定プロセスが明確になり、審査チームが期限の延長をいつ、どのように適用し、その正当性を説明するのかについて確信を持てるよう、要求事項が明確化されました。

提案の概要

提案された変更により、漁業の認証全体にわたって、条件の特定、追跡、理解が容易になります。各条件には、永久的な固有の番号が割り当てられます。条件の期限の提示方法を標準化する要求事項が追加されました。

条件を付与するプロセスおよび関連する責任が明確化されました。審査チームは条件と暫定的な期限を設定しますが、漁業クライアントがレビューする前にマイルストーン（条件達成までの年毎の成果）を設定することはなくなります。その代わりに、漁業クライアントが「クライアントアクションプラン」において、当該条件に対処するための行動および期待される成果を策定し、審査チームはクライアントアクションプランの受領後、この情報を用いて条件の期限を確定し、進捗を確認するための明確なマイルストーンを設定することになります。

条件の達成のために設定される標準的な期間は、引き続き 5 年以下となります。例外的な状況とは、クライアントの制御の及ばない状況に限定されることが明確化されました。審査チームが条件の期限 5 年を超えて延長するためにこの例外を適用できるのは、条件が初めて設定された場合に限られ、かつピアレビューを経る必要があります。また、例外的な

状況による猶予は、単に期限を延長したり、後になって認証停止を回避したりするために利用することはできないことが明確化されました。

条件の進捗のモニタリングも簡素化されました。進捗状況は、従来の「目標通り（on target）」や「進捗遅延（behind target）」といった表現ではなく、マイルストーンが「達成（met）」か「未達成（not met）」かのいずれかとして記述されることになります。クライアントは条件の達成に向けて是正措置が必要な場合、クライアントアクションプランを改定することができますが、監査において 2 年連続でマイルストーンを達成できなかった場合は、これまで同様に漁業認証の資格が停止します。

最後に、4 年次監査後も未達成の条件が残っている漁業に対して、5 年次監査の実施が導入されました。これにより、中長期的な条件やサイクル半ばの条件が今後も毎年確認されることが保証されます（[更新審査プロセスの明確化](#)を参照）。

全体として、条件に対するこれらの変更案は、認証審査プロセスの実用性と信頼性を維持しつつ、透明性と説明責任の向上を図ることを目的としています。

更新審査更新審査における「審査入り報告書（ACDR）」および（更新）審査プロセスの明確化

FCP V4.0 草案における参照箇所

- 7.30 「更新審査」

背景情報

審査関係者や漁業関係者からのフィードバックを受け、MSC では、プロセスの効率化を図るため、更新審査のプロセスにおいて「審査入り報告書（ACDR）」を引き続き要求すべきかどうかを検討しています。また、更新審査プロセスのその他の側面やスケジュールについても、例えば、更新審査のための現地訪問と 4 年次監査が重複して実施される必要性なども、改定の検討に入っています。

提案の概要

提案されている変更は、更新審査の効率化を図ると同時に、計画、実施時期、および継続的な監査に期待する事をより明確にする目的があります。

更新審査において、「審査入り報告書（ACDR）」は今後不要となります。その代わりに、審査機関が更新審査の告知時に、専用のテンプレート（告知文書の一部となる）を用いて更新審査の計画および変更内容の分析結果を公表し、前回の審査以降に何が変更されたか、また審査のどの部分を再検討する必要があるかを説明することが提案されています。

更新審査のスケジュールも、より構造化されました。従来と同様に、条件の期限は一貫性と透明性を確保するため、認証の更新日に連動しています。ただし、4回目の年次監査後も未達成の条件が残っている漁業に対応するため、必要に応じて5回目の年次監査を導入することが提案されています（例：条件の達成期限が5年以上である漁業、または認証期間中に新たな条件が提示され、その期限が次回の更新審査期間内に設定されている漁業など）。この年次監査は更新審査プロセスとは別個のものであり、更新審査の期限内に完了する必要はありません。通常の年次監査として実施され、実施時期を最大6ヶ月まで延長できる柔軟性は引き続き適用されます。

全体として、これらの改定は、更新審査プロセスの効率性を確保し、更新審査の適用範囲に関する透明性を高め、審査機関（CAB）および漁業者にとってより明確で見通しの立てやすいプロセスを構築するとともに、条件に対する年次監査を確実に行うことで認証の信頼性を向上させることを目的としています。

トレーサビリティおよび MSC CoC 認証規格の見直しとの擦り合わせ

FCP V4.0 草案における言及

- 7.17 「トレーサビリティおよび水産物の適格性の判定」

背景情報

MSC 基準に基づいて漁業を評価する際、審査機関は、主に、その認証の対象となる範囲を「認証単位」として定義します。対象の漁業におけるトレーサビリティシステムを審査する際、審査機関は、CoC 認証への接続の目的で本漁業認証を使用する資格のある当事者および当事者のカテゴリーを決定しなければなりません。

漁業評価におけるトレーサビリティの要求事項は、サプライチェーンを通じて MSC 認証製品の信頼性を守る上で重要な役割を果たします。しかし、収集される情報の種類やその評価方法は、現在、審査ごとに異なっており、その結果、認証の適用範囲に含まれる対象の判定に一貫性が欠けています。これによって、CoC の適用範囲がどこから始まるのかについて不確実性が生じる可能性があります。

今回の改定は、漁業評価の際に収集されるトレーサビリティ情報のさらなる標準化を図ることを目的としています。また、CoC がどこから始まるのか、および審査機関が当該漁業認証の対象となる当事者や活動をどのように決定するかを明確にすることも目的としています。これらの変更は、現在進行中の MSC CoC 認証規格の見直しによっても強化されることになります。

提案の概要

提案された変更により、漁業内でのトレーサビリティの評価方法、および責任が漁業認証から CoC 認証へ移行する時点が明確化されます。

改定されたアプローチでは、漁業認証は水揚げまでの活動を対象とし、CoC 認証は水揚げ時点から開始されることをデフォルトとします。これは、ほとんどの漁業の遵守システムが水揚げで終了するためです。この変更により、MSC は、漁業審査と CoC 審査の間の「引き継ぎ」時点、ひいては認証された CoC サプライチェーンへの参入時点を明確にすることを意図しています。これにより、CoC 審査員に対して、トレーサビリティおよびサプライチェーンへの参入資格に関して十分に確認することができるようになります。

トレーサビリティ上のリスクが正当な理由となる場合、審査機関は特定されたリスクに基づく専門的判断により、例えば転載の段階など、より早い時点から CoC 認証を開始するよう要求することができます。これは、漁業認証と CoC 認証の間に、より明確かつ一貫性のある境界線を確立すると同時に、異なる運営体制を持つ漁業に対して柔軟性を確保することを目的としています。

従来と同様に、審査機関（CAB）は、漁獲物が漁業内をどのように移動するか、水揚げ前に生じるトレーサビリティ上のリスク、およびそれらのリスクを管理するために実施されている管理措置を評価する必要があります。また、審査では、関連する水揚げ地点、最初の CoC 認証保持者が入手可能な情報、ならびに漁業と CoC 間の引き渡しにおいて、分別と製品の完全性を維持するための効果的な措置が講じられているかどうかも考慮されます。これらの要求事項は、本提案において明確化されています。

審査におけるトレーサビリティの判定は、漁業認証書に関連するリスクおよび管理措置について、その重要度に応じた、証拠に裏付けられた評価に基づいて行われます。詳細な評価方法はガイダンスに定められており、特定の漁業の主要データ要素（KDE）も含まれています。これにより、認証製品の完全性に対する保証を維持しつつ、漁業評価と CoC 評価間の重複を削減することが可能となります。

また、今回の改定では、トレーサビリティの判定結果を、漁業認証書や関連する報告書などにどのように記録・報告すべきかについても明確化されています。新たに導入される「漁業認証書テンプレート」により、最初のバイヤーや CoC 審査員に対する透明性が確保されます。

提案された変更により、新規認証および認証が継続される認証単位の水産物が、CoC サプライチェーンに入るための適格性判定日が、公開認証報告書（PCR）の公表日であることが明確化されました。また、この変更により、過去にトレーサビリティについて否定的な判定が下された場合、その判定を再検討するための臨時監査プロセスが導入されます。

分別不可能な漁獲物（従来は「分別不可能および実質的に分別不可能な漁獲物」と呼ばれていました）

FCP V4.0 草案における参照箇所

- 7.17 「トレーサビリティおよび製品の適格性の判定」

背景情報

MSC は、分別不可能又は実務上分別不可能（IPI）な漁獲物に関する一般的な要求事項を改定し、認証における取り扱い方法を明確化するとともに、認証された CoC サプライチェーンへの流入に関する保証を強化します。

現行の要求事項では、IPI 漁獲量の割合をどのように算出すべきか、原則 2 の下で関連する IPI 種をどのように評価すべきか、あるいは IPI 漁獲物が CoC サプライチェーンに入った後にどのように特定され、管理されるべきかについて、十分に明確ではありません。これにより、評価に一貫性が欠ける可能性があり、認証された製品の流れの中で、分別不可能な漁獲物が十分に可視化されず、追跡できないリスクが高まる恐れがあります。

したがって、今回の改定は、トレーサビリティおよび製品が CoC に入る時点と連動させ、IPI の適格性に関するより明確かつ透明性の高いアプローチを確立することを目的としています。また、IPI 漁獲物の存在が認証情報に明確に反映されること、トレーサビリティに関する要求事項が強化されること、そして IPI 種が原則 2 に基づく評価の関連基準を満たす場合には、適切な持続可能性のセーフガードが適用されるようにすることを目指しています。

提案の概要

従来、分別不可能な漁獲物の評価に関する要求事項は、漁業認証プロセス（FCP）の独立した附属書（附属書 PA）および FCP の要求事項に記載されていました。MSC は、これらの要求事項を附属書 PA および FCP の要求事項の従来の「IPI」セクションから削除することを提案しています。その代わりに、今回の変更により、分別不可能な漁獲物の評価は、その漁獲物が CoC 認証のサプライチェーンに入るための適格性に関する要求事項として、FCP 7.17「トレーサビリティおよび製品の適格性の決定」に完全に統合されます。

この変更は、分別不可能な漁獲物を、認証製品のトレーサビリティおよび漁業認証の透明性の考慮事項と関連付けられた、適格性の問題として扱うべきであることを明確にする目的があります。

本提案を通じて、MSC は、原則 1（P1）が分別不可能な漁獲物を評価するためのデフォルトの方法であり続けることを認めています。ただし、原則 2（P2）に基づいて評価された認証の非対象魚種の漁獲量が、P1 の認証対象魚種と分別不可能であるケースが存在します。P2 に含まれる種のうち、ETP および／または認証適用範囲外の混獲種（鳥類、哺乳類、両生類、または爬虫類の種）に分類されたものは、分別不可能な漁獲物の判定対象とはなりません。つまり、P2 に基づいて評価された ETP 以外の魚類および無脊椎動物の資源のみが、これらの要求事項の範囲内で継続することができます。

P2 で評価される生物や水産資源が、CoC サプライチェーンに入れるかどうかの適格性は、以下の基準によって決定されます。

- その漁獲物が、認証の対象資源との生物学的または操業上の不可分性を判断するための特定の基準を満たしていること。

- 原則 1 に当該資源を含めず、評価しないことについて、根拠が示されていること。
- 当該漁獲が、当該種／資源および P1 対象資源の水揚げ量の合計重量の 15%という上限を超えないこと。

今回の改定には、15%以下かどうかを判断する漁獲量の算定方法に関する追加のガイダンスが含まれています。

適格と判定された分別不可能な漁獲物は、審査報告書および新しい漁業認証ステートメントの記載事項において明記されなければなりません。新たな要求事項では、審査機関が更新審査の際にも適格性の確認を継続することが義務付けられています。

分別不可能な漁獲物の CoC サプライチェーンへ参入の適格性を判定する上記のプロセスは、原則 1 に基づく評価の代替となるものではありません。全体として、これらの要求事項は、MSC プログラムにおける分別不可能な漁獲物の透明性、トレーサビリティ、および持続可能性の判定を改善することを目的としています。

漁業認証への追加（その他の資格ある漁業者の追加、臨時監査、および認証範囲の拡大）

FCP V4.0（草案）における参照箇所

- 7.5 「審査の範囲：審査単位（UoA）および提案される認証単位（UoC）の定義」
- 7.26 「認証書への漁船の追加（認証単位（UoC）の修正）」
- 7.29 「臨時監査」
- 付属書 PA「認証範囲の拡大審査」

背景情報

現在、「その他の資格ある漁業者」の追加、漁船の追加、および認証範囲の拡大に関する要求事項は重複しており、その結果、審査機関による解釈や適用に一貫性が欠け、透明性が不足しています。

そこで、MSC では、認証に「その他の資格ある漁業者」または「その他の資格ある事業体」を追加するプロセスを明確化するための改定に取り組んでいます。これにより、審査員がより一貫したアプローチを取れるようになります。

これらの改定は、ギャップ分析、臨時監査、認証範囲の拡大審査など、認証の範囲を拡大および審査の範囲を拡大するために利用可能な、さまざまな方法の間で長年にわたり生じてきた混乱を解消することを目的としています。

提案の概要

提案されている改定は、既存の MSC 認証に適格な漁船やその他の事業体を追加する（UoC の拡大）ための手順を明確にし、認証範囲の拡大審査（UoA の拡大）を必要とするケースとをより明確に区別することを目的としています。

証明書への追加手続きは、提案された追加対象が定義された審査単位（UoA）の範囲内にあるかどうか、すでに審査済みであるかどうかに基づいて行われます。

証明書への漁船追加に関する 4 つの手順が策定され、提案された要求事項に明文化されています。

- 1) 第 1 の手順では、当初の審査の一環として審査済みの漁船を、証明書に直接追加することができます。その前に、審査機関（CAB）は、追加の提案が漁業認証規格の適用範囲の要求事項を満たしているかどうかを確認しなければなりません。これが確認されると、漁業証明ステートメントが更新され、その際にはトレーサビリティの確認も行われます。
- 2) 2 つ目の手順では、これまで審査されていなかった漁船が既存の審査単位（UoA）の定義に当てはまる場合、審査機関はその漁船の追加に臨時監査が必要かどうかを判断します。臨時監査の対象とならない場合、その漁船は認証書に追加され、その影響は次回の年次監査で評価されます。

- 3) 第 3 の手順は、臨時監査が必要となる場合に適用されます。追加となる対象は、追加される前に評価を受け、規格に適合していることが確認されなければなりません。この評価は、臨時監査を通じて行うか、あるいは次回の年次監査まで待つかのいずれかとなります。
- 4) 最後の第 4 の手順は、追加の対象が定義された既存の審査単位の範囲に明らかに当てはまらない場合に適用されます。この場合、認証範囲の拡大審査が必要となります。認証範囲の拡大審査の要求事項に関する情報については、[附属書 PA の改定](#)をご参照ください。

本提案を裏付けるため、審査単位（UoA）および認証単位（UoC）の要求事項が再編成され、それらの定義方法に関する追加のガイダンスが提供されています。UoA に含まれる漁船、船団、グループ、または操業者を明確に定義することに特に重点が置かれています。これは、この定義によって、後に漁船が認証に追加される際に適用されるプロセスが決定されるためです。

混乱を避けるため、「その他の資格ある漁業者」という独立した概念は削除されました。UoA に含まれるものの、当初 UoC に含まれていなかった漁業者や漁船は、これら 2 つの間関係を通じて特定することが可能となります。また、以前はその他の資格ある漁業者を追加するために使用されていた「ギャップ分析」のプロセスも削除され、審査機関を適切な評価経路に導く、より明確な要求事項に置き換えられました。

さらに、7.29「臨時監査」についても改定が行われ、漁業認証規格の適用範囲の要求事項への適合性が失われた場合に臨時監査が実施されることが明確化されました。

これらの変更に加え、MSC は、漁船リストを提出する際に必須のテンプレートの使用を提案しています（[漁船情報テンプレート](#)を参照）。このテンプレートにより、漁船リストに変更があった場合でも、年次監査において適用範囲の適格性およびトレーサビリティの審査が実施される際の一貫性が確保されます。

提案されている改定により、既存の認証書への漁船の追加手続きがより明確かつ一貫性のあるものとなり、透明性の向上が図られます。

認証の分割

FCP v4.0（草案）における参照箇所

- 7.27 「漁業証明書の統合および分割」

背景情報

1つの認証書を共有する認証単位（UoC）について、個別に管理するために、別々の認証に分割する必要がある場合があります。しかし、この「認証の分割」というプロセスについては、FCP v3.1 およびそれ以前のバージョンには正式な手順が定められていません。

証明の分割が適切な状況に対応するため、MSC は明確かつ一貫性のあるプロセスを策定しています。

提案の概要

本提案では、FCP 7.28 項「漁業認証書の統合」を拡充し、漁業認証の分割という選択肢も盛り込みました。認証の分割は、MSC がテクニカルオーバーサイトを行う際の透明性を確保し、また関係するステークホルダーが意見を提出できるよう、年次監査の際に実施することが求められます。年次監査には、スコア、条件、トレーサビリティ、および認証のその他の側面における変更について報告するという利点もあるため、別途の報告メカニズムを設けるよりも、年次監査のタイミングが、認証の分割を提案するための明確かつ効率的なタイミングとなります。

要求事項には、審査単位、ひいてはスコアや条件を、このプロセスを用いて分割することはできないと明示されています。

附属書 PA の改定

認証範囲の拡大審査に関する要求事項

FCP V4.0（草案）における参照

- 附属書 PA「認証範囲の拡大審査」

背景情報

漁業証明への追加に関する背景情報をご参照ください。

提案の概要

認証範囲の拡大審査に関する要求事項を附属書 PD から附属書 PA へ

FCP v3.1 およびそれ以前のバージョンにおいて、附属書 PA には分別不可能な漁獲物（IPI）に関する要求事項が規定されていました。分別不可能な漁獲物に関する要求事項は、FCP の附属書から削除され、代わりに、トレーサビリティ要求事項および CoC サプライチェーンへの参入に関連する適格性の問題として扱われることになりました。詳細については、分別不可能な漁獲物に関する提案の概要をご参照ください。

FCP の附属書の形式を以前のバージョンと一貫させるため、認証範囲の拡大審査に関する要求事項は、従来の附属書 PD から附属書 PA へ移動されました。以前の「移行のための審査」に関する附属書 PE は完全に削除されたため、FCP の最後の附属書は附属書 PC「漁業

チームリーダー、チームメンバー、チームおよびピアレビュー担当者の資格および能力」
となります。

認証範囲の拡大審査に関する要求事項の改定

漁業認証への追加事項と認証範囲の拡大をさらに明確に区別するため、MSC は附属書 PA にいくつかの明確化のための改定を行いました。第一に、FCP における認証範囲の拡大審査に関するすべての要求事項が附属書 PA に移され、統合されました。

以前は、認証範囲の拡大審査の主要なステップとして位置づけられていた「ギャップ分析」は、現在削除されています。ギャップ分析は当初、既存の審査単位（UoA）と提案された UoA の間で、どの審査の構成要素および採点要素が存在するかを照合することを目的としていました。既存の UoA と提案された UoA の間で審査の構成要素および採点要素が同一である場合、認証に追加することができました。同一でない場合は、認証範囲の拡大審査が必要とされました。その後、審査の構成要素および採点要素が同一ではない場合でも、審査機関が追加の採点に影響を与えないと判断した場合には、漁船の追加を認める解釈が公表されました。しかし、これにより各審査機関間で一貫性が失われ、何が追加可能で何が不可能かについて混乱が生じました。 7.28「漁業認証への追加」および 7.5 の審査範囲の定義プロセスに対する提案された改定により、UoA の定義に含まれる内容についてより明確な基準が設けられ、ギャップ分析の手順が不要となります。

また、複雑さを軽減するため、附属書 PA に対して、その他の軽微な修正や明確化が行われました。

附属書 PB の改定

ハーモナイゼーションプロセスおよび結果

FCP V4.0 草案における参照箇所

- 7.8.3 「重複する審査単位（UoA）を特定するための基準」
- 附属書 PB「評価単位のハーモナイゼーション」

背景情報

審査結果の一貫性を確保するため、重複する漁業に対してハーモナイゼーションプロセスが適用されます。今回の見直しでは、審査員がこのプロセスをどのように適用すべきか、また、どのレベルで漁業の審査結果のハーモナイゼーションを行うべきかを明確にする予定です。

これには、ハーモナイゼーションを「業績評価指標」レベルで行うべきか「評価項目」レベルで行うべきか、また、特定の得点に適用すべきか、それとも合格（認証取得）・不合格の結果に影響する場合のみ適用すべきかといった検討が含まれます。また、原則 2 のハーモナイゼーションにおける課題や、原則 3 へのハーモナイゼーションプロセス適用における不明確さについても取り上げます。

また、本改定では、審査員が各漁業に統一して与える採点について合意に至らない場合、最も低いスコアで決まるという現行のプロセスを改定すべきかどうかとも検討されます。

提案の概要

提案された改定は、附属書 PB を大幅に更新し、ハーモナイゼーションをより簡素かつ集中したものにし、負担を軽減するとともに、必要性が感じられる場合には重複する漁業について一貫した審査結果が得られるようにするものです。

ハーモナイゼーションの適用条件がより明確化されました。同一の原則 1 (P1) 対象資源を含めた重複する審査単位 (UoA) が存在する、または同一の原則 2 (P2) 採点要素を有する重複する UoA が存在する場合に適用されます。重複する UoA は審査プロセス中に特定され、ハーモナイゼーションの実施時期および結果に関する報告についての要求事項がより明確化されます。

本提案において、ハーモナイゼーションの適用範囲は原則ごとに異なります。原則 1 については、それぞれの UoA に固有の評価項目 (SI) を除き、ほとんどの SI を統一化する必要があります。また、主要な低栄養段階の魚群の特定についても、統一化する必要があります。原則 2 についてのハーモナイゼーションの主な対象は、種の分類および一部の結果の SI (Outcome SIs) です。これには、リスクに基づいた審査枠組み (RBF) を用いて採点要素を審査する場合の、種の繁殖力についてのスコアリングも含まれます。原則 3 については、ハーモナイゼーションは PI 3.1.1(a) および PI 3.2.3(a) に限定され、重複する漁業間の一貫性が最も重要な分野に重点が置かれます。

本提案では、ハーモナイゼーションにより、重複する UoA 全体において、同一の SI が同一の採点基準 (SG) に到達することが保証されるべきであることを明確にしています。条件の期限は統一化されなければなりませんが、マイルストーンについては漁業ごとに固有

のままでよいとされています（すなわち、マイルストーンの統一化は必須ではありません）。このようにして、ハーモナイゼーションの結果が明確化されます。また、漁業間の相違に対処するためのより明確な要求事項も示されています。UoA 間の実証可能な相違については、審査結果に影響を与えるような形で漁業が根本的に異なっている証拠がある場合に、それを考慮に入れることができます。

更新された要求事項では、年次で行うハーモナイゼーションと臨時で行うハーモナイゼーションが明確に区別されています。年次で行うハーモナイゼーションは、審査結果について合意するための定例的なプロセスであるのに対し、臨時ハーモナイゼーションは、業績評価指標のスコアが 60 を下回ったり、原則のスコアが 80 を下回ったりするなど、新たな情報によって審査結果が実質的に変化した場合に発動されるものです。

最後に、本提案では、ハーモナイゼーションプロセスにおける意見の不一致への対応方針を変更および強化しています。現行のプロセスである「最低スコアが優先される」というアプローチではなく、未解決の意見の不一致を、[MSC のピアレビュー委員会（PRC）](#) が任命した独立した審査員にエスカレートできる新たな仕組みが策定されました。このエスカレーションは、ハーモナイゼーションに関与する審査チーム間で未解決の意見の不一致が生じた場合にのみ行われます。

本提案は、重複する UoA の特定、ハーモナイゼーションのタイミング、およびハーモナイゼーションの結果をステークホルダーに対してより明確にすることで透明性を向上させると同時に、不必要な追加の審査作業を回避することを目的としています。全体として、この改定されたアプローチは、漁業間の相違が実証できる場合にはハーモナイゼーションを必要とすることなく、重複する漁業間で有意義な一貫性を実現することを意図しています。

附属書 PC の改定

審査チームリーダーの能力に関する要件

FCP V4.0 草案における参照箇所

- 附属書 PC、「漁業チームリーダー、チームメンバー、チームおよびピアレビュー担当者の資格および能力 – 標準」

背景情報

漁業認証プロセス（FCP）の改定の一環として、MSC は、審査チームリーダーが過去にいずれかの原則の審査員として勤務した経験が必要かどうかを明確にすることを目指しています。

提案の概要

提案された変更により、MSC 漁業審査チームのリーダーに対する資格および能力の要求事項が明確化され、その役割の資格要件を満たすための経路が拡大されます。

原則 1、2、または 3 の分野での専門家としての過去の経験を要件とするのではなく、チームリーダー候補者は、MSC の正式な審査に同行して見学した後、経験豊富な MSC チームリーダーの立会いのもとで、審査においてチームリーダーを務めることが求められるよう

になります。これにより、チームリーダーの役割における業務や責任について、その能力を実証するための実践的な道筋が提供されます。

また、能力に関する要件も改定され、審査を主導するために必要なスキル、すなわち業務の計画・割り当て、ステークホルダーとの連携、審査プロセスおよび審査チームの管理、紛争の解決、ならびにステークホルダーからの意見が審査報告書に確実に反映されるようにすることなどに、より明確に焦点を当てるようになりました。

これらの変更は、必要な能力を実証できる限り、幅広い経歴と適切な経験を持つ審査員、審査機関のスタッフや管理者、および原則の専門家がチームリーダーの役割を担えるようにすることを目的としています。また、従来の学歴や水産分野での経験に関する要件、およびチームリーダーとして初めて実施する審査に対する認定機関による監督の必要性は撤廃されました。

MSC 報告書用テンプレートの改定

MSC は、審査および更新審査プロセス全体にわたる報告書のテンプレートを合理化しました。これは、明確性を高め、テンプレート間の一貫性を確保し、審査員、漁業関係者、ステークホルダー、ピアレビュー担当者、およびその他の読者にとって、報告書やワークシートの利便性を向上させることを目的としています。

また、漁業認証規格および漁業認証プロセスの改定に合わせて、テンプレートの変更も行われました。

合計で 12 のテンプレートが更新され、4 つのテンプレートが削除され、新たに「認証ステートメント」というテンプレートが 1 つ追加されました。

漁業の審査テンプレート

提案の概要

表紙

表紙は、主要な審査情報をより明確かつ分かりやすい形式で提示できるよう、簡素化されました。従来は報告書全体に分散していた情報が、適切な箇所で表にまとめられたため、読者が重要な詳細情報を容易に見つけられるようになりました。

評価単位（UoA）の表

審査単位（UoA）の表は、報告書全体を通じて UoA をより明確かつ一貫して特定できるよう改定されました。読者が複数の UoA を区別しやすくし、審査全体を通じて一貫した参照

が可能となるよう、UoA 名が記載されています。漁業認証プロセスにおける UoA の定義變更に伴い、地理的範囲に関する情報は削除されました。

認証単位 (Unit of Certification) の表

認証単位 (UoC) に特に関連する情報は、報告書の末尾にまとめられました。これにより、審査情報と認証関連情報の区別がより明確になり、認証関連情報は「認証ステートメント」に記載されています。また、報告書には「認証へのアクセス」に関する説明文も含まれており、そこでは報告書の末尾に記載された UoC 情報を参照しています。

採点表

採点表は、不必要な重複を削減しつつ、複数の UoA の審査に対応できるよう再設計されました。審査員は、UoA が一致している場合には共通の採点根拠を提示し、必要に応じて例外を特定することが可能となります。採点根拠は 採点表本体とは別に提示されるため、補足テキスト、表、図表を柔軟に盛り込むことが可能となります。また、審査員が基準を一貫して適用できるよう、関連する審査の要求事項への参照も明示されています。

審査入り報告書 (ACDR) については、従来、個々の採点表内で繰り返されていた情報が、報告書の下記のセクションに統合され、審査情報の提示がさらに簡素化されました。

裏付けとなる証拠

従来の「背景」のセクションは、「裏付けとなる証拠」のセクションとして再構成されました。このセクションでは、原則レベルでの審査の結論を裏付ける情報（図、表、および複数の採点根拠にまたがって繰り返し記載される必要があった証拠など）を、まとめる場所となります。

採点根拠には、個々のスコアを裏付けるために必要なすべての情報が引き続き含まれますが、別途設けられた「漁業の概要」セクションには、より広範な背景情報や歴史的情報が記載されます。

トレーサビリティのセクション

トレーサビリティのセクションは再編成され、報告書の末尾に移動されました。これにより、主要な認証およびトレーサビリティに関する情報を、認証ステートメントにおいてより容易に活用できるようになります。改定されたトレーサビリティ表では、認証へのアクセス、対象となる漁船およびその他の事業体、認証製品が CoC サプライチェーンに入る地点、ならびに適用される製品の適格性要求事項に関する情報が、より一貫性を持って提示されるようになりました。

条件の表

条件の表は書式が変更され、付属文書に組み込まれました。改定された構成は、可読性を向上させ、不必要な重複を避けつつ、関連する条件情報をその後の年次監査報告書へ容易に転記できるようにすることを目的としています。

報告の段階

審査の現在の段階を説明する情報は、編集可能な定型文ではなく、標準化された表で提示されます。これにより、ステークホルダーに対し、審査が認証プロセスのどの段階にあるか、どのような活動が行われているか、またステークホルダーが参加できる機会がどこにあるかについて、より明確にします。

ピアレビュー

ピアレビューに関する情報は、ステークホルダーからのコメントとともに付属文書に移され、審査中に寄せられた外部からの意見を、一貫性を持って掲載できるようになりました。

推奨事項

審査チームによる任意の所見に使用される用語は、正式な協議や認証要求事項とより明確に区別できるよう改定されています。テンプレートには、審査員が適切な場合に改善の機会を記録するための専用の欄が設けられますが、これらは認証条件とは別のものであることが明記されています。

原則 2 漁獲構成

原則 2 内に、関連する漁獲構成情報を報告するための専用の欄が設けられました。これにより、この情報の提示方法の一貫性が向上するとともに、漁獲構成が採点結果を決定するための主要な情報ではない場合、審査員が柔軟に対応できるようになります。

管理基準値

従来、PI 1.1.1 に関連付けられていた管理基準値表は削除されました。代わりに、関連する管理基準値情報は、該当する採点根拠に直接組み込まれ、採点を裏付ける証拠や理由とともに提示されるようになります。

ステークホルダーコメント用テンプレート

提案の概要

ステークホルダーコメントのテンプレートは、ステークホルダーがコメントを提出しやすく、また審査チームがそれらを審査の報告書に組み込みやすくするために簡素化されました。ステークホルダーは、すべての業績評価指標が記載されたワークシートを閲覧する代わりに、自身のコメントに関連する業績評価指標を特定することができます。

また、このテンプレートは多言語に対応しており、Microsoft Word で扱いやすい形式での出力機能も備えており、コメントを審査の報告書に転記しやすくなっています。

その構成は、初回審査や更新審査だけでなく、年次監査でも使用できるよう標準化されています。

認証ステートメントのテンプレート

提案の概要

認証ステートメントは、漁業認証の活用方法を理解するために必要な主要な運用情報を一元的に提供するものです。

認証に関する情報は、報告書からまとめられます。これには、認証単位、認証を利用できる漁船およびその他の事業体、対象となる水揚げ地点およびその他の関連場所、CoC 認証が開始される地点、ならびに製品が MSC 認証製品として販売される資格があるかどうかを決定する具体的な要求事項などが含まれます。

トレーサビリティのセクションおよび関連する表は、ステートメントの一貫した作成を支援し、認証保持者、最初の購入者、CoC 審査員、およびその他の利用者が関連情報に容易にアクセスできるよう、再構成されました。

スコアリング・ワークシート

提案の概要

MSC スコアリング・ワークシートは、審査チームが 1 つのワークシート内で複数の審査単位（UoA）について採点および情報記録を行えるよう改定されました。また、完成した採点情報を報告書へ転記しやすくするため、Word 形式での出力機能も導入されました。この構成は、MSC 漁業認証規格で要求されるさまざまな採点項目の組み合わせに対応するために必要な柔軟性を維持しています。

漁業認証の審査テンプレート／更新審査の計画

提案の概要

通知文書が拡充され、審査におけるリスクに基づいた審査枠組み（RBF）の活用に関する通知が含まれるようになりました。また、更新審査の対象となる漁業向けの専用の更新審査の計画も、通知用のテンプレートに盛り込まれました。この計画では、関連する状況の経緯を要約し、前回の審査以降、スコアが変化した、あるいは変化すると合理的に予想される分野を特定します。これは、審査チームやステークホルダーが更新審査の際に特に注意を要する分野を理解し、より焦点を絞った審査プロセスに対応することを目的としています。この計画は、更新審査時の「審査入り報告書（ACDR）」に代わって作成されます（[更新審査プロセスの変更についてはこちら](#) をご参照ください）。

クライアント情報リクエストテンプレート（旧「クライアント用文書チェックリスト」）

提案の概要

「クライアント用文書チェックリスト」は「クライアント情報リクエスト」に名称が変更され、クライアントからの情報収集のためのより明確で有用な仕組みを提供できるよう、大幅な改定が行われました。漁業認証規格の分野間の重複を削減し、クライアントがリクエストされる情報の内容を理解、記入しやすくするため、質問項目が再編成されました。

クライアントアクションプランのテンプレートの削除

提案の概要

別途用意されていた「クライアントアクションプラン」テンプレートは削除されます。代わりに、クライアントは関連する漁業認証の審査の報告書内に直接、条件に対する対応を記載することになります。これにより、重複を回避し、条件に関する情報と計画された措置を一箇所にまとめることができます。

年次監査用のテンプレート

提案の概要

年次監査の目的と構成をより適切に反映させるため、年次監査報告書用テンプレートを更新しました。このテンプレートでは、前回の審査以降の進捗状況をレビューする際、読者にとって最も関連性の高い情報を優先的に掲載しています。表紙には、認証期間中に変更される可能性のある重要な情報の概要が簡潔にまとめられており、利用者が重要な更新事項をより迅速に把握できるようになっています。

漁船情報テンプレート

提案の概要

MSC 認証漁業が、より広範な漁船団の一部の場合において、漁船情報の収集および報告を標準化するため、新しい「漁船情報テンプレート」が作成されました。このテンプレートは、ステークホルダーにとって漁船情報へのアクセスと利用をより容易にすることを目的としており、同時に MSC プログラム全体における一貫性と透明性の向上を支援するものです。

また、必要な漁船情報が所定の形式で収集・報告されるよう、漁業認証プロセスにもこれに伴う軽微な変更が加えられました。